

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例
施行規則（平成20年3月31日規則第66号）

改正 平成21年3月31日規則第55号
平成22年3月31日規則第45号
平成22年3月31日規則第52号
平成22年12月28日規則第73号
平成24年3月30日規則第58号
平成24年7月24日規則第66号
平成26年4月1日規則第52号
平成27年9月29日規則第78号
平成29年9月22日規則第64号
平成30年3月30日規則第45号
令和4年3月31日規則第38号
令和5年3月24日規則第18号

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則をここに公布する。

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例
施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 企業立地を促進するための助成の措置（第3条—第20条）

第3章 中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置（第21条—第30条）

第4章 雑則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（平成19年北海道条例第68号。以下「条例」という。）第3章の規定に基づく助成の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 投資額 工場、事業場その他の施設（以下「工場等」という。）の新設（第4条第1項に規定する新設をいう。同項を除き、以下同じ。）又は増設（第4条第2項に規定する増設をいう。同項を除き、以下同じ。）をするために必要な施設に対する投資額であって、所得税法施行令（昭

和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる資産及び同条第8号りに掲げる資産(購入したものであり、かつ、道内で製作されたものに限る。)の取得価額の合計額をいう。

(2) 常用雇用者 事業者が新たに雇用する従業者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 雇用期間の定めのない者であること。

イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者(同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。)であること。

ウ 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第39条第1項の確認を受けた者であること。

エ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第18条第1項の確認を受けた者であること。

(3) 常用雇用者の人数 常用雇用者及び出向者(出向者が2人以上あるときは、知事が認めた1人に限る。)の数の合計をいう。

(4) 雇用増 工場等の新設の場合にあつてはその常用雇用者の人数をいい、工場等の増設の場合にあつては当該工場等の増設に伴い増加する常用雇用者の人数をいう。

(5) 研究員 次の各号のいずれかに該当する者であつて、自然科学に関する研究に直接従事する常用雇用者をいう。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第1項に規定する修士若しくは博士の学位又は同項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者

イ 学校教育法第104条第1項に規定する学士の学位を有する者であつて、自然科学に関する研究に直接従事した職務経験が3年以上ある者

(6) 環境配慮型工場等 新設し、又は増設された工場等であつて、省エネルギー(北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例(平成12年北海道条例108号)第2条第1号に規定する省エネルギーをいう。)を目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギー(同条第2号に規定する新エネルギーをいう。)の活用により工場等におけるエネルギーの消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めたものをいう。

(7) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者であつて、道内に、主たる事務所を有するもの又は事業所を有するものをいう。

ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項(第1号及び第2号に限る。)に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項(第3号、第4号及び第9号を除く。)に規定する中小企業団体

2 前項第3号の「出向者」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

(1) 道外の他の事業者から出向している者であること。

(2) 工場等に勤務するため、道外から道内に転入した者であること。

(3) 道内に住所を有する者であること。

第2章 企業立地を促進するための助成の措置

(助成の措置の対象施設)

第3条 条例第13条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる要件のいずれにも該当する工場等とする。

(1) 別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める業種又は事業に係るもので、かつ、同表の第4欄に定める基準を満たしていること。

(2) 環境の保全について、適切な措置がされていること。

(助成の措置の対象となる新設又は増設)

第4条 条例第13条第1項の規則で定める新設は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 道内に工場等を有していない者が新たに道内に工場等を設置すること（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）。

(2) 既に道内に工場等を有する者が新たに当該工場等に係る業種と日本標準産業分類の中分類を異にする業種に係る工場等を設置すること。

(3) 事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること（次号に掲げるものを除く。以下「本社機能移転事業（設備投資）」という。）。

(4) 事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、建物又は建物の部分を賃借して新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置すること（以下「本社機能移転事業（賃借）」という。）。

2 条例第13条第1項の規則で定める増設は、既に道内に工場等を有する者が製造の能力等の増加を伴う工場等を設置することで新設以外のものをいう。

(投資額、雇用増又は賃料の算定)

第5条 工場等の新設又は増設のための投資額の算定に当たっては、操業又は事業（以下「操業等」という。）のために直接使用されるもののほか、工場等の内部環境施設、福利厚生施設、敷地内の環境整備施設等に係るものを含むものとする。

2 工場等の新設又は増設のための投資額の算定に当たっては、当該工場等の施設の全部又は一部が道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けているときは、当該補助を受けている施設を投資額の算定の対象から除外するものとする。

3 工場等の増設（施設の更新を伴うものに限る。以下この項において同じ。）のための投資額の算定に当たっては、当該投資額に、増設後の製造の能力等から増設前の製造の能力等を差し引いた数を増設後の製造の能力等で除して得た数を乗ずるものとする。

4 工場等の増設に伴う雇用増は、次に掲げる人数のうち最小のものとする。

(1) 第13条第1項の規定による補助金の交付の申請の日（以下「補助金交付申請日」という。）における当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数から当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請前3年間における決算期ごとの当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数のうち最大の

ものを控除した人数

(2) 当該工場等が属する事業所における当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請の日から補助金交付申請日までに増加した常用雇用者の人数

(3) 当該増設に係る次条第2項の規定による認定の申請の日から補助金交付申請日までに増加した当該事業者の道内全体の常用雇用者の人数

5 本社機能移転事業（賃借）に係る事務所又は事業所の賃料の算定に当たっては、次に掲げる額を控除するものとする。

(1) 敷金、礼金、共益費その他これらに類する費用の額

(2) 当該賃料に係る消費税額及び地方消費税額

(3) 当該賃料について道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けている場合にあっては、当該補助額（前2号に掲げる額に係る補助額を控除した額とする。）

（立地計画の認定）

第6条 企業立地（事業者が工場等の新設又は増設を行うことをいう。以下同じ。）を行おうとする事業者で条例第13条第1項の規定による助成の措置を受けようとするものは、企業立地に係る計画（以下「立地計画」という。）を知事に提出して、その立地計画が適当である旨の認定を受けなければならない。

2 前項の規定により認定を受けようとする事業者は、新設又は増設をする工場等の工事に着手する日前90日から工事に着手する日までの期間内に、別記第1号様式の立地計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 工場等の位置図、施設内の配置図及び設備配置図

(2) 工場にあっては、生産工程図

(3) 別表第1の類型Ⅱの項の区分に係る認定を受けようとする場合であって、工業団地の地域内で製造業に係る工場等の新設又は増設をするときは、当該工業団地の地域内に立地することを証する書類

(4) 会社にあつては、次の事項を記載した書類（会社以外の法人にあつては、これに準ずるもの）
ア 会社の沿革及び現況

イ 道外の既存工場等の所在地及び名称、生産能力（工場に限る。）並びに雇用者数

ウ 最近3期の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

エ 定款

(5) 法人にあつては、法人の登記事項証明書

(6) その他参考となる書類

3 本社機能移転事業（賃借）に係る前項の規定の適用については、同項中「新設又は増設をする工場等の工事に着手する日前90日から工事に着手する日まで」とあるのは、「別表第1の第4欄に定める本社機能移転事業（賃借）に係る雇用増の要件を満たす日前60日から当該雇用増の要件を満たした日後30日まで」とする。

4 立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業者の概要
 - (2) 企業立地に係る事業の概要
 - (3) 企業立地の場所及び時期
 - (4) 企業立地に係る設備投資に関する事項（本社機能移転事業（賃借）にあつては、新設に係る事務所又は事業所の賃料に関する事項）
 - (5) 企業立地に必要な資金の調達計画（本社機能移転事業（賃借）の場合を除く。）
 - (6) 企業立地に伴う雇用に関する事項
 - (7) 企業立地に係る環境の保全に関する事項
 - (8) 企業立地に伴う地域貢献に関する事項（別表第1の類型Iの項対象業種（事業）の欄に定める自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業、本社機能移転事業（設備投資）、自然科学研究所又は高度物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合に限る。）
 - (9) 認定を受けようとする別表第1に定める類型の区分及び業種（事業）
 - (10) 環境配慮型工場等の該当の有無（データセンター事業及び本社機能移転事業（賃借）を除く。）
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 5 知事は、第2項の規定により認定の申請があつた場合において、その立地計画に係る工場等が第3条各号に掲げる要件のいずれにも適合し、かつ、その立地計画が北海道の産業構造の高度化による自立型経済構造への転換及び地域経済の発展に寄与するものと認められるときは、当該認定をするものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、知事は、第2項の規定により認定の申請をした事業者が債務超過の状態にある等の理由により継続的な事業の実施が困難であると認められるときは、当該事業者にその理由を示した上で、当該認定をしないことができる。
- 7 第1項の認定は、令和10年3月31日までに限って行うものとする。

（認定計画の変更）

第7条 前条第1項の規定により立地計画の認定を受けた事業者（次条第2項の規定により当該事業者の地位の承継の承認を受けた者を含む。以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る立地計画（以下「認定計画」という。）に記載された事項のうち次に掲げる事項の変更をしようとするときは、速やかに知事の認定を受けなければならない。

- (1) 業種又は事業
- (2) 製造する主たる製品等の内容
- (3) 工場等の所在地
- (4) 工場等の新設又は増設のための投資額の予定額（変更額が変更後の投資額の20パーセント以内の変更又は変更額が5,000万円以内の変更の場合及び本社機能移転事業（賃借）の場合を除く。）
- (5) 別表第1に定める類型の区分又は業種（事業）
- (6) 環境配慮型工場等の該当の有無（データセンター事業及び本社機能移転事業（賃借）を除く。）

(7) その他認定計画の遂行に重大な影響を与える事項

2 前項の規定により認定計画の変更の認定を受けようとする認定事業者は、別記第2号様式の認定計画変更認定申請書を知事に提出しなければならない。

3 前条第5項の規定は、第1項の認定について準用する。

(認定事業者の地位の承継)

第8条 第12条第1項の規定による補助金の交付の決定を行うまでの間に、合併、事業譲渡その他の理由により認定事業者に係る工場等を承継した事業者は、認定事業者の地位を承継することができる。

2 前項の規定により認定事業者の地位の承継を受けようとする事業者は、当該工場等を承継した日から30日以内に、別記第3号様式の認定承継承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 承継の事実を証する書類

(2) 工場等の承継人が会社の場合にあつては、第6条第2項第4号に掲げる書類

(3) 工場等の承継人が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書

(報告の徴収)

第9条 知事は、必要に応じ、認定事業者に対し、当該工場等の工事、操業、雇用等の状況について報告を求めることができる。

(認定の辞退)

第10条 認定事業者は、認定計画（第7条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る事業の休止又は廃止その他の理由により第12条第1項の規定による補助金の交付の申請をしないことが明らかになったときは、速やかに別記第4号様式の認定辞退届を知事に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第11条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 企業立地に係る工場等が第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 第6条第6項の規定に該当することが明らかになったとき。

(3) 認定計画に係る事業の休止又は廃止その他の理由により当該認定計画に従って企業立地を行っていないとき。

(4) 前条の規定により認定辞退届の提出を受けたとき。

(5) 偽りその他不正の手段により次条第1項の規定による補助金の交付を受けようとしたとき。

(補助金の交付)

第12条 道は、認定事業者が認定計画に従って企業立地を行う場合には、当該認定事業者に対し、別表第2の第1欄から第3欄までに掲げる区分に応じ、同表の第4欄に定める額以内の補助金を交付する。

2 前項の規定により交付する補助金の額は、当該補助の対象となっている工場等が道の他の補助制

度により補助を受けているときは、当該他の補助制度による補助金の額を同項の規定による補助金の額から控除した額（その額が零を下回るときは、零）とする。

- 3 第1項の規定による補助金の交付を受けたことのある認定事業者に交付する同項の規定による補助金の額は、当該認定事業者の当該補助金の額を通算して、別表第2の第1欄から第3欄までに掲げる区分に応じ、同表の第5欄に定める額を限度とする。

（補助金の交付の申請等）

第13条 認定事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、当該工場等の操業等を開始した日以後（当該工場等の工事の完成した日の属する事業年度（個人の事業年度は、1月1日からその年の12月31日までとする。第3章を除き、以下同じ。）の決算終了後に限る。）に、別記第5号様式の補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 本社機能移転事業（賃借）に係る前項の規定の適用については、同項中「当該工場等の操業等を開始した日以後（当該工場等の工事の完成した日の属する事業年度（個人の事業年度は、1月1日からその年の12月31日までとする。第3章を除き、以下同じ。）の決算終了後に限る。）に、」とあるのは、「別表第1の第4欄に定める本社機能移転事業（賃借）に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して1年を経過するごと（札幌市の区域内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置する場合にあっては、1年を経過した日以後）に、当該1年間に支払った当該事務所又は事業所の賃料の額に係る」とする。

（補助金の交付の方法）

第14条 第12条第1項の規定による補助金の交付は、10年以内で知事が定める期間に分割して行うことができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を分割して受けることとされた認定事業者は、当該補助金の交付が完了するまでの間、各事業年度の決算終了後4月以内に、別記第7号様式の分割交付請求書兼操業（事業）状況報告書を知事に提出して、当該事業年度に係る分の補助金の交付を請求し、及び当該事業年度の当該工場等の操業等の状況を報告しなければならない。ただし、初回の補助金の交付の請求のときは、この限りでない。

（補助金の使途）

第15条 第12条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた認定事業者（以下この章において「補助事業者」という。）は、当該補助金を当該補助金の投資額の算定の対象となった施設又は当該施設に係る敷地である土地に充当しなければならない。

- 2 本社機能移転事業（賃借）に係る前項の規定の適用については、同項中「投資額の算定の対象となった施設又は当該施設に係る敷地である土地」とあるのは、「算定の対象となった賃料に係る事務所又は事業所」とする。

（操業等の状況の報告）

第16条 補助事業者（第14条第1項の規定により分割して補助金の交付を受けることとされた者を除く。）は、当該補助金の交付の決定（第13条第2項の規定により補助金の交付を申請するときは、初回の補助金の交付の決定。次条及び第18条第1項第3号において同じ。）があった日の属する事

業年度の初日から10年に満つる日（工場等の増設をした場合にあっては、当該事業年度の前事業年度の初日から11年に満つる日）までの間の各事業年度の当該工場等の操業等の状況を、当該事業年度の決算終了後4月以内に、別記第8号様式の操業（事業）状況報告書により知事に報告しなければならない。

（操業等の休止等の届出）

第17条 補助事業者は、当該補助金の交付の決定後10年以内に、当該工場等の操業等を休止し、又は廃止したときはその理由及び休止又は廃止の日を、当該操業等を著しく変更したときはその理由及び内容を、それぞれ当該事実が生じた日から10日以内に、別記第9号様式の操業（事業）休止（廃止、変更）届により知事に届け出なければならない。

2 補助事業者は、当該補助金の交付の決定後10年以内に、当該工場等の操業等の休止又は廃止（倒産（破産手続開始、再生手続開始又は更正手続開始の申立てその他知事が定める事由に該当する事態をいう。以下同じ。）の場合を除く。以下この項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び休止又は廃止の予定日を、別記第10号様式の操業（事業）休止等予定届により知事に届け出て、知事と操業等の休止又は廃止に関する協議を行わなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し等）

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の交付の決定後10年以内に当該工場等の操業等を休止し、又は廃止したとき（次に掲げる場合を除く。）。

ア 災害により操業等の継続ができなくなった場合

イ 企業経営の悪化等により倒産した場合で、既に当該補助金の全部又は一部の交付を受けているとき。

ウ 前条第2項の規定による協議を行い、知事が特にやむを得ないと認めた場合

2 知事は、第14条第1項の規定により補助金の交付を分割して受けることとされた補助事業者が、同項の規定により定められた期間内に当該工場等の操業等を休止し、若しくは廃止したとき（前項第3号に該当する場合を除く。）又は同条第2項の分割交付請求書兼操業（事業）状況報告書を同項に規定する提出期限までに提出しないときは、それ以降に交付すべき当該補助金に係る部分の交付の決定を取り消すことができる。

（違約加算金）

第19条 補助事業者は、前条第1項（第3号を除く。）の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。

(書類の経由等)

第20条 この章の規定により知事に提出する書類は、正本1通及び副本2通とし、すべて当該工場等の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長を経由しなければならない。

第3章 中小企業の競争力の強化を図るための助成の措置

(指定事業)

第21条 条例第14条第1項の規則で定める事業(以下「指定事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) マーケティング支援事業(中小企業者等が新たな事業分野への進出又は市場の開拓(以下これらを「新分野・新市場への進出等」という。)のために行う市場調査又は展示会等(道内において行われるものを除く。以下同じ。)への出展のために必要な経費(第4号に該当するものを除く。)及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年法律第30号)第2条に規定する国際出願その他これに類する手続で知事が認めるものに必要な経費に対し、別表第4の第1号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)
- (2) コンサルタント等招へい支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う技術開発、生産管理又はマーケティング(商品の販売又はサービスの提供を促進するための活動をいう。)、脱炭素社会の実現に向けた取組、デジタル社会の形成に向けた取組等に係るコンサルタント等(専門コンサルタント(特定の事項について診断、指導、教育訓練等を行うことを業とする者をいう。以下同じ。))、専門技術者、熟練技能者その他特定の技術又は能力の修得に資する者をいう。)の招へいのために必要な経費に対し、別表第4の第2号で定める基準により補助する事業をいう。以下同じ。)
- (3) 産業人材育成・確保支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材の養成を図るために行う先進企業、研修機関、専門職大学院(学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院で、経営人材の養成を図るものに限る。別表第4において同じ。))、社会人を対象とした大学院(同項に規定する専門職大学院を除く。以下同じ。))その他技術、デザイン開発能力又は経営管理能力を修得し得るものへの従業員又は常勤の役員(個人事業主を含む。)の派遣を行うために必要な経費に対し、同表の第3号で定める基準により補助する事業(同表において「育成事業(派遣)」という。))、脱炭素社会の実現に向けた取組、デジタル社会の形成に向けた取組等に係る研修等を実施するための講師の招へいのために必要な経費に対し、同号で定める基準により補助する事業(同表において「育成事業(招へい)」という。))及び中小企業者等が新分野・新市場への進出等に資する人材の確保を図るために行う情報通信技術利用事業場外勤務(在宅勤務その他の労働者が雇用されている事業場における勤務に代えて行う事業場外における勤務であって、情報通信技術を利用して行うものをいう。)の導入を行うために必要な経費に対し、同号で定める基準により補助する事業(同表において「確保事業」という。)をいう。以下同じ。)
- (4) 市場対応型製品開発支援事業(中小企業者等が新分野・新市場への進出等のために行う製品若しくはサービスの開発又は道内において構成員の2分の1以上が中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等のために条例第2条第5号に規定する大学等と連携して行う研究開発(別表第4において「共同研究開発」という。))及びこれらに伴う市場調査又は展示会等への出展の

ために必要な経費に対し、別表第4の第4号で定める基準により補助する事業をいう。(以下同じ。)

(指定事業を行う者の指定)

第22条 条例第14条第1項の規定による助成の措置は、指定事業を行う者を指定して行う。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、別記第11号様式の指定申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為

(2) 指定事業の実施方法に関する事項を記載した書類

(3) 申請の日を含む事業年度の直前の3事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書

(4) 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

(5) 登記事項証明書

(6) 役員名簿

(指定の対象)

第23条 前条第1項の規定による指定を受けることができる者は、次に掲げる要件に適合している者とする。

(1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第7条第1項に規定する指定法人であって、その目的とする事業の対象地域を全道一円とするものであること。

(2) 指定事業を適正かつ確実に実施できると認められる者であること。

(3) 第30条の規定により指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。

(指定事業の実施方法の変更)

第24条 第22条第1項の規定による指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、指定事業の実施方法を変更しようとするときは、あらかじめ別記第12号様式の事業変更承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならない。

(実施計画の届出)

第25条 指定事業者は、毎事業年度開始前に(指定事業者となった日の属する事業年度にあつては、指定事業者となった後遅滞なく)、その事業年度の指定事業の実施計画を作成し、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(補助金の交付)

第26条 道は、指定事業者に対し、指定事業において指定事業者が中小企業者等に交付する補助金の額に相当する額以内の補助金を交付する。

(事業実績の報告)

第27条 指定事業者は、毎事業年度終了後、その事業年度の指定事業の実施結果を、速やかに知事に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第28条 知事は、前条に定めるもののほか、必要に応じ、指定事業者に対し、指定事業の実施状況について報告を求めるものとする。

(指導又は助言)

第29条 知事は、指定事業者に対し、指定事業の適切な実施に関し必要な指導又は助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第30条 知事は、指定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該指定を取り消すことができる。

- (1) 指定の内容又は条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

第4章 雑則

(北海道補助金等交付規則の適用)

第31条 条例及びこの規則に定めるもののほか、補助金の交付、返還等に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の定めるところによる。

(知事への委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、条例第3章の規定に基づく助成の措置に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(北海道創造的中小企業育成条例施行規則及び北海道企業立地促進条例施行規則の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 北海道創造的中小企業育成条例施行規則（昭和61年北海道規則第73号）
 - (2) 北海道企業立地促進条例施行規則（平成9年北海道規則第55号）
(北海道創造的中小企業育成条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 条例の施行の際現に条例附則第2項第1号の規定による廃止前の北海道創造的中小企業育成条例（昭和61年北海道条例第30号）第6条第1項第3号に掲げる事業を行う者に対し講じている助成等の措置については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日規則第55号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第45号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成22年3月31日規則第52号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成22年12月28日規則第73号）
この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する立地計画を知事に提出した事業者についての同項の認定、改正前の規則第12条第 1 項の規定による補助金の交付及び改正前の規則第16条の規定による操業等の状況の報告については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成24年 7 月24日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日規則第52号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成27年 9 月29日規則第78号）

この規則は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 9 月22日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項及び第 3 項の改正規定は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により同項に規定する立地計画を知事に提出した事業者についての同項の認定及び同規則第12条第 1 項の規定による補助金の交付については、この規則による改正後の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和4年3月31日規則第38号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第6条第1項の規定により同項に規定する立地計画を知事に提出した事業者についての同項の認定及び同規則第12条第1項の規定による補助金の交付については、この規則による改正後の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（令和5年3月24日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第6条、第7条関係）

類型	分野	対象業種（事業）	対象基準
類型 I	成長産業分野	自動車関連製造業（別表第3の1の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準 I」という。）。
		宇宙・航空機関連製造業（別表第3の2の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認めるものに限る。）	
		高機能素材・複合材料関連製造業（別表第3の3の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。）（知事承認地域経済牽引事業であって、知事が特に必要と認	ア 投資額が5億円以上であること。

めるものに限る。)	
電気・電子機器製造業(別表第3の4の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。)	イ 雇用増が20人以上であること。
医薬品製造業	
基盤技術産業(別表第3の5の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。)	道内(札幌市の区域を除く。)に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること(次表において「基準Ⅱ」という。) ア 投資額が2,500万円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。
食関連産業(別表第3の6の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。)	道内(札幌市の区域を除くものとし、植物工場を設置する場合にあっては、工業団地内及び工場適地内に限る。)に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること(次表において「基準Ⅲ」という。)
植物工場(別表第3の7の事項に掲げる業種をいう。以下この表及び次表において同じ。)	ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
新エネルギー供給業(別表第3の8の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。)	道内(札幌市の区域を除く。)に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること(次表において「基準Ⅳ」という。) ア 投資額が10億円以上であること。 イ 雇用増が1人以上であること。 ウ 市町村支援の対象であること。
新エネルギー関連製造業(別表第3の9の事項に掲げる業種をいう。次表において同じ。)	道内(札幌市の区域を除く。)に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること(次表において「基準Ⅴ」という。) ア 投資額が5億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
データセンター事業(別表第3の10の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。)	道内(札幌市の区域を除く。)に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること(次表において「基準Ⅵ」とい

		う。) ア 投資額が10億円以上であること。 イ 雇用増が5人以上であること。
	本社機能移転事業（設備投資）	道内（札幌市の区域を除く。）に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅶ」という。) ア 投資額が1億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
	本社機能移転事業（賃借）	道内に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅷ」という。) ア 建物又は建物の部分を賃借して当該事務所又は事業所を設置するものであること。 イ 雇用増が20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、30人）以上であること。 ウ 当該事務所又は事業所の面積が300平方メートル以上であること。 エ 当該事務所又は事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的に取り組むこと。 オ 道外から道内に本社機能を移転することを公表すること。 カ この規則に基づく他の助成の措置の対象とならないこと。
発 展 基 盤 施 設 分 野	自然科学研究所（成長産業分野に関連する業種に限る。以下この表及び次表において同じ。）	道内に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅸ」という。) ア 投資額が10億円（工場等の増設をする場合にあつては、5億円）以上であること。 イ 研究員の雇用増が5人以上であること。
	高度物流関連事業（別表第3の11の事項に掲げる事業をいう。以下この表及び次表において同じ。）	道内（札幌市の区域を除く。）に工場等の新設又は増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準Ⅹ」とい

			う。) ア 投資額が20億円以上であること。 イ 雇用増が20人以上であること。
類 型 II	市 町 村 連 携 促 進 分 野	製造業	次のいずれかに該当すること。
		植物工場	
		自然科学研究所	ア 道内の工業団地内に製造業に係る工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の工業団地内若しくは工場適地内に植物工場の新設若しくは増設をする場合で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準XI」という。）。 （ア）投資額が5,000万円以上であること。 （イ）雇用増が5人（当該工場等又は植物工場と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。）以上であること。
		高度物流関連事業	（ウ）市町村が行う立地助成措置の対象であること。
		データセンター事業	
		IT産業（別表第3の12の事項に掲げる業種をいう。次表及び別表第4において同じ。）	イ 道内の特別対策地域内に工場等の新設若しくは増設をする場合又は道内の地域経済牽引事業促進法適用地域内に工場等の新設をする場合（札幌市の区域にあっては、特認事業者が工場等の新設をする場合に限る。）で、次のいずれにも該当すること（次表において「基準XII」という。）。 （ア）投資額が2,500万円以上であること。 （イ）雇用増が5人（当該工場等と一体的に事業を行う施設を併設する場合にあっては、当該施設の常用雇用者2人までを含むことができる。）以上であること。 （ウ）市町村が行う立地助成措置の対象であること。
		コールセンター事業（別表第3の13の事項に掲げる事業をいう。次表において同じ。）	

備考

- 1 この表において「知事承認地域経済牽引事業」とは、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第13条第4項の承認を受けた地域経済牽引事業計画（同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。）に従って行われる地域経済牽引事業（地域経済牽引事業促進法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業をいう。）をいう。
- 2 この表において、「市町村が行う立地助成措置」とは市町村が企業立地をした事業者に対して直接行う補助金その他反対給付を受けない給付金の交付及び地方税の課税免除又は不均一課税その他の税制上の優遇措置をいい、「市町村支援」とは市町村が行う立地助成措置に加え、市町村が行う土地の提供又は貸付け、融資の際の便宜の供与その他の支援措置をいう。
- 3 この表において「工業団地」とは、道が実施する工業団地に関する調査に基づき整備された工業団地台帳に登載されている工業団地（計画中又は構想中のものを除く。）であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。
- 4 この表において「工場適地」とは、工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第1項の工場適地の調査に基づき経済産業省が公表している工場適地一覧表に登載されている工場適地であって、札幌市の区域以外の区域にあるものをいう。
- 5 この表において「特別対策地域」とは、次に掲げる地域又は区域を含む市町村の区域をいう。ただし、合併市町村（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる地域又は区域が一部の合併関係市町村（同法第2条第1項に規定する市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の一部となった市町村をいう。以下同じ。）の区域に限定されている場合は、当該合併関係市町村の区域とする。
 - (1) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第2条に規定する農村地域
 - (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域及び同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域
 - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
 - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域
 - (5) 低開発地域工業開発促進法（昭和36年法律第216号）第2条第1項に規定する低開発地域工業開発地区
 - (6) 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第7条第2項第1号に規定する振興拠点地域

(7) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第8条第1項の同意基本計画に係る同法第6条第4項の拠点地区であって、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十二条及び第三十六条の地方公共団体等を定める省令（平成5年自治省令第20号）第1条に規定する地方公共団体の区域内にあるもの

(8) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号）第3条第1項の規定により指定された原子力発電施設等立地地域

6 この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域」とは、地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。

7 この表において「特認事業者」とは、地域経済牽引事業促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものをいう。

別表第2（第12条関係）

類型	分野	対象業種（事業）及び基準	補助額	補助通算限度額
類型 I	成長分野	自動車関連製造業で、基準 I に該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額	20億円
	産業分野	宇宙・航空機関連製造業で、基準 I に該当するもの 高機能素材・複合材料関連製造業で、基準 I に該当するもの	ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が次の（ア）から（ウ）までに掲げる区分に応じそれぞれ次の（ア）から（ウ）までに定める額を超えるときは、当該（ア）から（ウ）までに定める額） （ア）雇用増が20人以上50人未満の場合 5億円 （イ）雇用増が50人以上100人未満の場合 10億円 （ウ）雇用増が100人以上の場合 15億円 イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6）に相当する額（その額が5億円を超えるときは、5億円）	
		電気・電子機器製造業で、	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア	13億円

基準Ⅰに該当するもの	又はイに定める額	
医薬品製造業で、基準Ⅰに該当するもの	<p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が次の（ア）又は（イ）に掲げる区分に応じそれぞれ次の（ア）又は（イ）に定める額を超えるときは、当該（ア）又は（イ）に定める額）</p> <p>（ア）雇用増が20人以上50人未満の場合 5億円</p> <p>（イ）雇用増が50人以上の場合 10億円</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6）に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）</p>	
基盤技術産業で、基準Ⅱに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額（その額が3億円を超えるときは、3億円）</p> <p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6）に相当する額</p>	
食関連産業又は植物工場 で、基準Ⅲに該当するもの	<p>次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</p> <p>ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が10億円を超えるときは、10億円）</p> <p>イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等に該当す</p>	13億円

	る場合にあつては、投資額の100分の6)に相当する額(その額が3億円を超えるときは、3億円)	
新エネルギー供給業で、基準IVに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の5(環境配慮型工場等に該当する場合にあつては、投資額の100分の6)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円) イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の2.5(環境配慮型工場等に該当する場合にあつては、投資額の100分の3.5)に相当する額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)	1億5,000万円
新エネルギー関連製造業で、基準Vに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10(環境配慮型工場等に該当する場合にあつては、投資額の100分の11)に相当する額(その額が10億円を超えるときは、10億円) イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5(環境配慮型工場等に該当する場合にあつては、投資額の100分の6)に相当する額(その額が3億円を超えるときは、3億円)	13億円
データセンター事業で、基準VIに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10に相当する額(その額が3億円を超えるときは、3億円(対象施設が環境配慮型データセンター(投資額が20億円以上のものに限る。以下この項において同じ。)の場合であつて、その額が5億円を超えるときは、5億円))	4億5,000万円(対象施設が環境配慮型データセンターの場合にあつては、7億5,000万円)

		イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5に相当する額（その額が1億5,000万円を超えるときは、1億5,000万円(対象施設が環境配慮型データセンターの場合であって、その額が2億5,000万円を超えるときは、2億5,000万円))	
	本社機能移転事業（設備投資）で、基準Ⅶに該当するもの	投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額（その額が1億円を超えるときは、1億円）	—
	本社機能移転事業（賃借）で、基準Ⅷに該当するもの	前表の第4欄に定める本社機能移転事業（賃借）に係る雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して3年(札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、1年)を経過する日までの間の賃料の2分の1に相当する額（その額が1年につき1,000万円を超えるときは、1年につき1,000万円）	—
発 展 基 盤 施 設 分 野	自然科学研究所で、基準Ⅸに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）に相当する額(その額が10億円を超えるときは、10億円) イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5（環境配慮型工場等にあっては、投資額の100分の6）に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）	13億円
	高度物流関連事業で、基準Ⅹに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の10（環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の11）	6億5,000万円

			に相当する額(その額が5億円を超えるときは、5億円) イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の5(環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の6)に相当する額(その額が1億5,000万円を超えるときは、1億5,000万円)	
類型II	市町 村 連 携 促 進 分 野	製造業又は植物工場で、基準XIに該当するもの	次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア 工場等の新設をする場合 投資額の100分の8(環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の9)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円) イ 工場等の増設をする場合 投資額の100分の4(環境配慮型工場等に該当する場合にあっては、投資額の100分の5)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円)	3億円
		製造業、自然科学研究所、高度物流関連事業、データセンター事業、IT産業又はコールセンター事業で、基準XIIに該当するもの	次のア及びイに定める額の合計額と投資額とのいずれか低い額 ア 投資額の100分の4(環境配慮型工場等に該当する場合にあっては投資額の100分の5、地域経済牽引事業促進法適用地域特例の場合にあっては投資額の100分の8、環境配慮型工場等に該当する場合であって地域経済牽引事業促進法適用地域特例のときにあっては投資額の100分の9)に相当する額(その額が1億円を超えるときは、1億円) イ 雇用増から5人を差し引いた人数(当該人数が零を下回る場合は、零)に50万円を乗じて得た額(その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円)	補助額の欄の アに定める補助額について、3億円

備考

- 1 認定事業者は、一の立地計画ごとに、類型I又は類型IIの区分のうちいずれかの区分の補助

金の交付を受けることができる。

2 この表において「地域経済牽引事業促進法適用地域特例」とは、地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域（前表の備考6に規定する特別対策地域内の区域に限る。）における工場等の新設をいう。

3 この表において「環境配慮型データセンター」とは、自然エネルギー（雪氷、太陽光等を利用して得られる環境への負荷が少ないエネルギーをいう。）を活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいう。

別表第3

1 自動車関連製造業

自動車・同附属品製造業

2 宇宙・航空機関連製造業

- | |
|---|
| 1 航空機・同附属品製造業 |
| 2 その他の輸送用機械器具製造業（ロケット製造業（武器用を除く。）、ブースター製造業、人工衛星製造業、宇宙船製造業及び気象観測用バルーン製造業に限るものとし、これらの製造業（ブースター製造業を除く。）において製造する飛しょう体に係る部分品、附属品及び補助装置等を製造する事業所を含む。） |

3 高機能素材・複合材料関連製造業

- | |
|-------------------------------|
| 1 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業 |
| 2 パルプ製造業 |
| 3 紙製造業 |
| 4 加工紙製造業 |
| 5 化学肥料製造業 |
| 6 無機化学工業製品製造業 |
| 7 有機化学工業製品製造業 |
| 8 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 |
| 9 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 |
| 10 その他の化学工業 |
| 11 石油精製業 |
| 12 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） |
| 13 ガラス・同製品製造業 |
| 14 炭素・黒鉛製品製造業 |
| 15 研磨剤・同製品製造業 |
| 16 製鉄業 |
| 17 製鋼・製鋼圧延業 |
| 18 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く。） |

- 19 表面処理鋼材製造業
- 20 非鉄金属第一次製錬・精製業
- 21 非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）
- 22 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押しを含む。）

4 電気・電子機器製造業

- 1 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
- 2 電子デバイス製造業
- 3 電子部品製造業
- 4 記録メディア製造業
- 5 電子回路製造業
- 6 ユニット部品製造業
- 7 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 8 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
- 9 産業用電気機械器具製造業
- 10 電球・電気照明器具製造業
- 11 電池製造業
- 12 電子応用装置製造業
- 13 電気計測器製造業
- 14 その他の電気機械器具製造業
- 15 通信機械器具・同関連機械器具製造業
- 16 映像・音響機械器具製造業
- 17 電子計算機・同附属装置製造業

5 基盤技術産業

- 1 工業用プラスチック製品製造業
- 2 鉄素形材製造業
- 3 非鉄金属素形材製造業
- 4 金属素形材製品製造業
- 5 金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く。）
- 6 基礎素材産業用機械製造業
- 7 金属加工機械製造業
- 8 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- 9 その他の生産用機械・同部分品製造業

6 食関連産業

- 1 食料品製造業
- 2 飲料・たばこ・飼料製造業
- 3 一般産業用機械・装置製造業（1又は2に関連する業種に限る。）

4 農業用機械製造業（農業用器具を除く。）（1又は2に関連する業種に限る。）

5 生活関連産業用機械製造業（1又は2に関連する業種に限る。）

7 植物工場

施設内で、植物の生育に必要な環境を人工的に制御し、季節に関係なく養液栽培により野菜等の植物を連続的に生産するシステムを有する施設で、省エネルギー又は新エネルギーの活用のために先進的な設備を導入していると知事が認めるものをいう。

8 新エネルギー供給業

太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）（以下この表において「太陽光等」という。）をエネルギー源とした発電事業（事業者が道内に本店を設置して行うものに限る。以下この事項において同じ。）をいう。ただし、太陽光をエネルギー源とした発電事業については、知事が特に必要と認めるものに限る。

9 新エネルギー関連製造業

太陽光等をエネルギー源とした発電事業の用に供する部品等を製造する事業であって、次の業種のいずれかに該当するものをいう。

1 発泡・強化プラスチック製品製造業

2 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業

3 ボイラ・原動機製造業

4 一般産業用機械・装置製造業

10 データセンター事業

自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）をいう。

11 高度物流関連事業

次に掲げる要件のいずれも満たす施設において行う荷さばき、保管、加工その他の事業（別表第1及び前表の類型Iの項の成長産業分野に関連する事業に限る。）をいう。

(1) 容積が5,000m³以上の一類倉庫（倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条の4第1項に規定する一類倉庫をいう。）、二類倉庫（同令第3条の5第1項に規定する二類倉庫をいう。）、三類倉庫（同令第3条の6第1項に規定する三類倉庫をいう。）若しくは貯蔵槽倉庫（同令第3条の9第1項に規定する貯蔵槽倉庫をいう。）又は容積が3,000m³以上の冷蔵倉庫（同令第3条の11第1項に規定する冷蔵倉庫をいい、食料品の温度の管理の用に供するものに限る。）を有する施設

(2) 自動仕分装置その他の設備であって、自動制御又は遠隔制御を行うことができるものを有する施設

- (3) データ交換システム（取引の相手方その他の関係者との間で商取引に関するデータを電子的に交換するシステムに限る。）を有する施設
- (4) 流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）の用に供する設備を有する施設
- (5) 太陽光等による発電設備又は雪氷による冷暖房設備等を有する施設

12 IT産業

1	ソフトウェア業
2	情報処理・提供サービス業
3	インターネット附随サービス業

13 コールセンター事業

次に掲げる業務に係る事業をいう。

- (1) 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって、次に掲げるもの
 - ア 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

イ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

- (2) (1)の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

備考 1から6まで、9及び12に掲げる業種は、日本標準産業分類による。

別表第4（第21条関係）

番号	事業の種類	対象経費	補助額
1	マーケティング支援事業	市場調査の委託費その他市場調査のために特に必要と認められる経費及び出展料、展示工事費、滞在費、往復の交通費、輸送費その他展示会等への出展を行うために特に必要と認められる経費（以下これらを「市場調査等経費」という。）並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第2条に規定する国	対象経費の2分の1以内の額（国内で事業を実施する場合であってその額が100万円を超えるときは100万円、国外で事業を実施する場合であってその額が200万円を超えるときは200万円）

		際出願その他これに類する手続で知事が認めるものに要する経費	
2	コンサルタント等招へい支援事業	滞在費、往復の交通費及びコンサルタント料	対象経費の2分の1以内の額（その額が100万円を超えるときは、100万円）
3	産業人材育成・確保支援事業（育成事業（派遣））	滞在費及び往復の交通費（専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものを除く。）並びに入学料及び授業料（専門職大学院及び社会人を対象とした大学院への派遣に係るものに限る。）	対象経費の2分の1以内の額（その額が1人当たり50万円を超えるときは、50万円）
	産業人材育成・確保支援事業（育成事業（招へい））	滞在費及び往復の交通費、授業料、会場借上料、その他研修等の実施のために特に必要と認められる経費	対象経費の2分の1以内の額（その額が50万円を超えるときは、50万円）
	産業人材育成・確保支援事業（確保事業）	機器購入費、システム構築費及びコンサルタント料	対象経費の2分の1以内の額（その額が60万円を超えるときは、60万円）
4	市場対応型製品開発支援事業	原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）	次に掲げる額を合算した額（その額が300万円を超えるときは、300万円）
		1 1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額（その額が200万円を超えるときは、200万円）	

	<p>を行うために新規に雇用するシステムエンジニア、プログラマー等に係るものに限る。)、特許実施費、先行技術等調査費その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費</p>	<p>2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの2分の1以内の額</p>
<p>市場対応型製品開発支援事業（新たに自動車・同附属品製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業その他の加工組立型工業（汎用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業をいう。以下この号において同じ。）の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業等（ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種をいう。以下この号において同じ。）の中小企業者等又は新分野・新市場への進出等を目指す食関連産業等（別表第3の6の事項に掲げる業種及びバイオテクノロジー利用産業（生物又はその機能を利用し、又は応用する技術に関連する分野の産業をいう。）をいう。以下この号において同じ。）、環境・エネルギー産業（環境負荷を低減した製品の製造、環境汚染を防止する装置及び資</p>	<p>原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）に特に必要と認められる経費及び市場調査等経費</p>	<p>次に掲げる額を合算した額（その額が500万円を超えるときは、500万円）</p> <p>1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額（その額が200万円を超えるときは、200万円）</p> <p>2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの2分の1以内の額</p>

<p>材の製造並びにこれらに係るサービスの提供を行う事業（資源の有効利用に係るものを除く。）が属する業種をいう。以下この号において同じ。）若しくはIT産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。）</p>		
<p>市場対応型製品開発支援事業（加工組立型工業、基盤技術産業等、食関連産業等、環境・エネルギー産業又はIT産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展のために必要な経費に対し補助する事業に限る。）</p>	<p>原材料・副材料費、治具・工具費、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）費、人件費（共同研究開発に従事する中小企業者等の従業員等に係るものに限る。）、特許実施費、先行技術等調査費その他共同研究開発を行うために特に必要と認められる経費及び市場調査等経費</p>	<p>次に掲げる額を合算した額（その額が500万円を超えるときは、500万円）</p> <p>1 対象経費のうち市場調査等経費に係るものの2分の1以内の額（その額が200万円を超えるときは、200万円）</p> <p>2 対象経費のうち市場調査等経費以外に係るものの2分の1以内の額</p>

備考 この表において「先行技術等調査費」とは、次に掲げる調査に係る経費をいう。

- 1 市場対応型製品開発支援事業に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であって、当該市場対応型製品開発支援事業に係る発明が特許法（昭和34年法律第121号）第29条、第29条の2又は第39条第1項から第4項までの規定により特許を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの
- 2 市場対応型製品開発支援事業に係る考案と同一の技術の分野に属する考案又は発明に関する調査であって、当該市場対応型製品開発支援事業に係る考案が実用新案法（昭和34年法律第123号）第3条、第3条の2若しくは第7条第1項から第3項まで若しくは第7項又は特許法第39条第4項前段の規定により実用新案登録を受けることができないものでないかどうかについての判断に必要なもの
- 3 市場対応型製品開発支援事業に係る意匠と同一の分野に属する意匠に関する調査であって、当該市場対応型製品開発支援事業に係る意匠が意匠法（昭和34年法律第125号）第3条、第3条の2又は第9条第1項若しくは第2項の規定により意匠登録を受けることができないものでない

いかどうかについての判断に必要なもの

別記第1号様式（第6条関係）

立地計画認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊟]

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第6条第1項の規定による立地計画の認定を受けたいので、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

別紙

立 地 計 画

1 事業者の概要

(1) 事業者の名称等

ア 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

イ 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ウ 資本金

エ 設立年月日

オ 従業員数 人（ 年 月 日現在）

(2) 過去3年間の財務状況

(単位：千円)

区 分	年度	年度	年度	備 考
売 上				
当 期 利 益				

2 企業立地に係る事業の概要

(1) 目的及び事業の概要（当該新設又は増設に係るもの）

(2) 業種（事業）

(3) 製造する主たる製品（事業）の内容

(4) 工場の操業開始後5年間の生産計画

生産品目	年度	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度

注1 増設の場合にあつては、既設分と増設分を区分すること。

2 工場以外の施設については、記入不要である。

(5) 事業収支計画

(単位：千円)

区分 事業収入	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
売上高					
利益					

3 企業立地の場所及び時期

(1) 立地の場所

ア 所在地

イ 名称

(2) 立地の時期（本社機能移転事業（賃借）の場合は、記入不要）

ア 工事着手予定年月日

イ 工事完成予定年月日

ウ 操業（事業）開始予定年月日

(3) 本社機能移転事業（賃借）の時期

ア 新たに道内に設置された事務所又は事業所における業務の開始予定年月日

イ 20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあつては、30人）以上の雇用増を満たす予定年月日

4 企業立地に係る設備投資に関する事項（本社機能移転事業（賃借）にあつては、新設に係る事務所又は事業所の賃料に関する事項）

投資予定額の内訳

種 別	数 量	金額（千円）	備 考
建物及びその附属設備 構築物 機械及び装置 船 舶 航空機 車両及び運搬具 工具、器具及び備品 ソフトウェア 賃料（本社機能移転事業（賃借）の場合に限			建物の建設着手予定年月日

合 計			
-----	--	--	--

注1 所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げる固定資産及び同条第8号りに掲げる無形固定資産(購入したものであり、かつ、道内で製作されたものに限る。)の別に記入すること。ただし、本社機能移転事業(賃借)の場合にあつては、「数量」の欄に事務所又は事業所の面積を、「金額(千円)」の欄に助成の措置を希望する期間(3年(札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあつては、1年)以内に限る。)における賃料の総額を記入すること。

2 「備考」の欄には、建物の構造、主な機械及び装置の種類等を記入すること。

(2) 所要電力及び用水

ア 所要電力	契約電力	kW
	月間使用電力	kWh
	年間使用電力	kWh
イ 用水		t / 日

(3) 生産工程の概要(工場に限る。)

(4) 主要原材料及びその調達計画

(5) 用地取得、賃借等(別表第1の類型IIの工業団地の区分に係る認定を受けようとする場合に記入すること。)

ア 所在地

イ 工業団地名

ウ 面積(m²)

エ 契約年月日

オ 所有権移転等の日

(6) 消費電力量(対象施設が別表第2の備考3に規定する環境配慮型データセンター(投資額が20億円以上のものに限る。)である場合に記入すること。)

ア 空調設備に通常必要な年間消費電力量

イ アの消費電力量から、別表第2の備考3に規定する自然エネルギーを活用して低減する電力量

(7) 年間消費エネルギー低減量(対象施設が環境配慮型工場等である場合に記入すること。)

ア 工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量

イ 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により低減された年間消費エネルギー量

ウ $イ \div ア \times 100$

5 企業立地に必要な資金の調達計画(本社機能移転事業(賃借)の場合は、記入不要)

(1) 所要資金調達計画(金融機関別、年度別)

(単位:千円)

金融機関名	借入年度	年度	年度	年度	合 計

合 計				
-----	--	--	--	--

(2) 他の補助金の交付（予定）

補 助 金 名	交 付（ 予 定 ） 額	交 付（ 予 定 ） 年 月 日
	円	
	円	

注 道及び道内の市町村以外の補助制度による補助金並びに道の他の補助金（建設工事費に限る。）の交付（予定）があれば記入すること。

(3) 道内の工場等に係る補助金の交付の概要

名 称	所 在 地	主要製品名及び生産能力	補助金の交付等の状況

注1 認定申請者に係る道内の工場等の全てについて記入すること。

2 「主要製品名及び生産能力」の欄には、工場以外の場合にあっては、主な事業内容を記入すること。

3 「補助金の交付等の状況」の欄には、次により記載すること。

- (1) 第12条第1項の規定による補助金の交付を受けている工場等については、補助金の交付決定年月日、指令番号、類型の区分及び補助金の額を記入すること。
- (2) 第6条第1項の規定による認定を受けている工場等で、当該認定に係る補助金の交付の決定を受けていないものについては、認定年月日及び指令番号を記入すること。
- (3) 第6条第2項の規定による認定の申請を行っている工場等で、当該申請に係る認定を受けていないものについては、「認定申請済み」と記入すること。

6 企業立地に伴う雇用に関する事項

(単位：人)

事業所区分	内 訳	認定申請日 A (年 月 日)	交付申請予定日 B (年 月 日)	増 減 (B - A)	
認定対象事業所	既存常用雇用者数		内 訳	(既存常用雇用)	/
				(出向者)	
				(道内事業所転入)	
	(既存常用雇用者 計)				
新規常用雇用者数		/	内 訳	(新規常用雇用)	/
				(出向者)	

				(道外事業所転入)	
				(新規常用雇用者 計)	
		常用雇用者数 小 計			E
道 内 既 設 事 業 所	事業所	常用雇用者数			
	事業所	常用雇用者数			
	事業所	常用雇用者数			
	常用雇用者数 小 計				
合 計			C		F

注 「新規常用雇用者数」とは、当該工場等の新設又は増設に伴い増加する常用雇用者（道外の工場等からの配置換えの者、出向者及び技術習得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、道内の同一事業者内での配置換えの者は含まない。）の人数をいう。

<決算期における道内常用雇用者数>

(単位：人)

認定申請前3年間の道内全体の常用雇用者数の最大値	D
年 月期の道内全体の常用雇用者数	
年 月期の道内全体の常用雇用者数	
年 月期の道内全体の常用雇用者数	

<算定の対象となる増加常用雇用者数>

(単位：人)

① 認定申請前3年間の最大値からの増加常用雇用者数 (C-D)	①
② 認定対象事業所における増加常用雇用者数 (E)	②
③ 道内事業所全体における増加常用雇用者数 (F)	③

算定の対象となる増加常用雇用者数 (①から③までの最小値)	
-------------------------------	--

7 企業立地に係る環境の保全に関する事項

環境の保全に係る項目	環境の保全に対する当該工場等の取組
大気関係 (ばい煙、粉じん、悪臭関係)	
水質関係 (土壌汚染関係を含む。)	

騒音振動関係	
廃棄物関係	
その他	

8 企業立地に伴う地域貢献に関する事項

項 目	実施時期	地 域 貢 献 活 動 の 内 容

注 別表第1の類型Iの区分のうち自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業、本社機能移転事業（設備投資）、自然科学研究所又は高度物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合のみ記入すること。

9 認定を受けようとする類型の区分及び業種（事業）

類型（別表第1の類型を記入すること。）

業種（事業）（別表第1の業種（事業）を記入すること。）

10 環境配慮型工場等の該当の有無 有・無

別記第3号様式（第8条関係）

認定承継承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所〔法人にあつては、主たる事務所〕
の所在地

氏名〔法人にあつては、その名称及び〕
代表者の氏名 ㊦

この度、工場等を承継し、次のとおり認定事業者の地位の承継の承認を受けたいので、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 工場等の被承継人の住所及び氏名
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 承継前における工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る立地計画の認定年月日及び指令番号
名称
所在地
認定年月日
指令番号
- 3 承継後における工場等の名称
- 4 工場等の承継年月日
- 5 承継の理由

別記第5号様式（第13条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 住所〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕[㊦]

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

- 1 工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る立地計画の認定年月日及び指令番号
名称
所在地
認定年月日
指令番号
- 2 申請を行う類型の区分及び業種（事業）
類型（別表第1の類型を記入すること。）
業種（事業）（別表第1の業種（事業）を記入すること。）
- 3 環境配慮型工場等の該当の有無 有・無
- 4 補助金交付申請額 円
内訳 投資額を基準とする申請額 円
（本社機能移転事業（賃借）にあっては、賃料を基準とする申請額）
雇用増を基準とする申請額 円
（別表第1の類型Ⅱの工業団地以外の区分で該当する場合のみ記入すること。）
- 5 投資額の内訳
別紙1
- 6 新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の状況及びその内訳
別紙2及び別紙3
- 7 補助金の使途
- 8 操業（事業）開始年月日（本社機能移転事業（賃借）にあっては、20人（札幌市の区域内に当該事務所又は事業所を設置する場合にあっては、30人）以上の雇用増を満した年月日）

- 9 工場等の現況
- 10 企業立地に係る環境の保全に関する事項
別紙4
- 11 企業立地に係る地域貢献に関する事項
別紙5

注 別紙5は、別表第1の類型Iの区分のうち自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業、本社機能移転事業（設備投資）、自然科学研究所又は高度物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合のみ添付すること。

別紙1

種 別	数 量	金額 (千円)	備 考
建物及びその附属設備 構築物 機械及び装置 船 舶 航空機 車両及び運搬具 工具、器具及び備品 ソフトウェア 賃料（本社機能移転事業（賃借）の場合に限る。）			建物の完成年月日
合 計			

- 注1 記入に当たっては、別記第1号様式の別紙の4(1)の注に準ずること。
- 2 法人にあつては、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16(一)又は(二)の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書の写しを添付すること。
- 3 本社機能移転事業（賃借）にあつては、賃料の支払状況を確認できる書類の写しを添付すること。

別紙2

新設（増設）に伴い増加した常用雇用者の状況

(単位：人)

事業所区分	内 訳	認定申請日 A (年 月 日)	交付申請予定日 B (年 月 日)	増 減 (B - A)
認定対象事	既存常用雇用		(既存常用雇用)	

業所	者数			(出向者)		
				(道内事業所転入)		
				(既存常用雇用者 計)		
	新規常用雇用者数			内 訳	(新規常用雇用)	
					(出向者)	
(道外事業所転入)						
				(新規常用雇用者 計)		
	常用雇用者数 小 計				E	
道内既設事業所	事業所	常用雇用者数				
	事業所	常用雇用者数				
	事業所	常用雇用者数				
		常用雇用者数 小 計				
	合 計			C	F	

注 「新規常用雇用者数」とは、当該工場等の新設又は増設に伴い増加する常用雇用者（道外の工場等からの配置換えの者、出向者及び技術習得のため他の自社工場等で訓練を受けている者を含み、道内の同一事業者内での配置換えの者は含まない。）の人数をいう。

<決算期における道内常用雇用者数>

(単位：人)

認定申請前3年間の道内全体の常用雇用者数の最大値	D
年 月期の道内全体の常用雇用者数	
年 月期の道内全体の常用雇用者数	
年 月期の道内全体の常用雇用者数	

<算定の対象となる増加常用雇用者数>

(単位：人)

① 認定申請前3年間の最大値からの増加常用雇用者数 (C-D)	①
② 認定対象事業所における増加常用雇用者数 (E)	②
③ 道内事業所全体における増加常用雇用者数 (F)	③

算定の対象となる増加常用雇用者数 (①から③までの最小値)	
-------------------------------	--

別紙5

地域貢献に関する事項

項目	実施時期	地域貢献活動の内容

注 別表第1の類型Iの区分のうち自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業、本社機能移転事業（設備投資）、自然科学研究所又は高度物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合にのみ記入すること。

別記第7号様式（第14条関係）

分割交付請求書兼操業（事業）状況報告書

年 月 日

北海道知事 様

提出者 住所〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名〕[㊦]

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第14条第2項の規定により、分割して交付することとされた補助金のうち本年度分の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

併せて、補助金の交付に係る工場等の操業（事業）状況を次のとおり報告します。

- 1 工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る補助金の交付決定年月日及び指令番号

名 称

所在地

交付決定年月日

指令番号

- 2 交付決定を受けた補助金の総額 円

<分割交付の内容>

(単位：円)

交 付 年 度	年度	年度	年度	年度	年度
分割交付金額					
交 付 年 度	年度	年度	年度	年度	年度
分割交付金額					

- 3 本年度分の補助金の交付請求額 円

- 4 補助金の交付に係る工場等の操業（事業）状況

別紙1及び別紙2

- 5 企業立地に係る地域貢献に関する事項の取組状況

別紙3

- 6 年間消費エネルギー低減量（対象施設が環境配慮型工場等である場合に記入すること。）

(1) 工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量

(2) 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用によ

り低減された年間消費エネルギー量
 (3) (2) ÷ (1) × 100

別紙 1

1 生産の状況（工場以外の施設については、記入不要である。）

区 分 生産品目	年 間 生 産 量	出 荷 額 (千円)

2 事業収支の状況

(単位：千円)

売 上 高	
利 益	

3 納税額（当該事業年度の納税額を次の区分に従い記入すること。）

(単位：千円)

道税の種類	事 業 税	法人道民税	不動産取得税	その他の税	計
税 額					

市町村税 の 種 類	法人市町 村 民 税	固 定 資 産 税	都 市 計 画 税	事業所税	その他の税	計
税 額						

注 提出期限までに納税額が確定していない場合は、申告における予定納税額を記入すること。

4 その他（工場等の新設又は増設の計画等があれば、具体的に記入すること。）

別紙 2

常 用 雇 用 者 の 状 況

(単位：人)

事 業 所 区 分	内 訳		年 度 (年 月 日)
認定対象事業所	既存常用 雇用者 数	(既存常用雇用)	
		(出向者)	
		(道内他事業所からの転入)	
		(既存常用雇用者 計)	

	新規常用雇用者数	(新規常用雇用)	
		(出向者)	
		(道外事業所からの転入)	
		(新規常用雇用者 計)	
	退職した常用雇用者数		▲
	他事業所に転出した常用雇用者数		▲
	常用雇用者数 小計		
道内既設事業所	事業所	常用雇用者数	
	事業所	常用雇用者数	
	事業所	常用雇用者数	
	常用雇用者数 小計		
合 計			

注1 認定対象事業所の項には当該事業年度に異動のあった常用雇用者の人数を、道内既設事業所の項には当該事業年度の決算日の常用雇用者数をそれぞれ記入すること。

- 2 認定対象事業所の項「(既存常用雇用)」欄の人数は、前回提出時のこの書類の認定対象事業所の項「常用雇用者数 小計」欄の人数(初回提出のときは、補助金交付決定時に確定した常用雇用者の人数)と一致させること。

別紙3

地域貢献に関する事項の取組状況

項 目	実施時期	地 域 貢 献 活 動 の 内 容

注 別表第1の類型Iの区分のうち自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業、本社機能移転事業(設備投資)、自然科学研究所又は高度物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合にのみ記入すること。

別記第8号様式（第16条関係）

操業（事業）状況報告書

年 月 日

北海道知事 様

提出者 住 所 〔法人にあつては、主たる事務所〕
 の所在地
 氏 名 〔法人にあつては、その名称及び〕
 代表者の氏名

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第16条の規定により、補助金の交付に係る工場等の操業（事業）状況を次のとおり報告します。

- 1 工場等の名称及び所在地、当該工場等に係る補助金の交付決定年月日及び指令番号並びに報告の対象となる事業年度

名称

所在地

交付決定年月日

指令番号

報告の対象となる事業年度 年度（ 年 月 日決算）

- 2 工場等の現況（当該年又は年度の操業等の状況を次の表により記入すること。）

- (1) 常用雇用者の状況

別紙1

- (2) 生産の状況（工場以外の施設については、記入不要である。）

区分 生産品目	年間生産量	出荷額 (千円)

- (3) 事業収支の状況

(単位：千円)

売上高	
利益	

- 3 納税額（当該事業年度の納税額を次の区分に従い記入すること。）

(単位：千円)

道税の種類	事業税	法人道民税	不動産取得税	その他の税	計
税額					

市町村税の種類	法人市町村民税	固定資産税	都市計画税	事業所税	その他の税	計
税額						

注 提出期限までに納税額が確定していない場合は、申告における予定納税額を記入すること。

4 その他（工場等の新設又は増設の計画等があれば、具体的に記入すること。）

5 企業立地に係る地域貢献に関する事項の取組状況

別紙2

6 年間消費エネルギー低減量（対象施設が環境配慮型工場等である場合に記入すること。）

(1) 工場等の稼働に必要な年間消費エネルギー量

(2) 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により低減された年間消費エネルギー量

(3) $(2) \div (1) \times 100$

別紙1

常用雇用者の状況

(単位：人)

事業所区分	内 訳		年度 (年 月 日)
認定対象事業所	既存常用雇用者数	(既存常用雇用)	
		(出向者)	
		(道内他事業所からの転入)	
		(既存常用雇用者 計)	
	新規常用雇用者数	(新規常用雇用)	
		(出向者)	
		(道外事業所からの転入)	

		(新規常用雇用者 計)	
		退職した常用雇用者数	▲
		他事業所に転出した常用雇用者数	▲
		常用雇用者数 小計	
道内 既設 事業所	事業所	常用雇用者数	
	事業所	常用雇用者数	
	事業所	常用雇用者数	
		常用雇用者数 小計	
		合 計	

注1 認定対象事業所の項には当該事業年度に異動のあった常用雇用者の人数を、道内既設事業所の項には当該事業年度の決算日の常用雇用者数をそれぞれ記入すること。

2 認定対象事業所の項「(既存常用雇用)」欄の人数は、前回提出時のこの書類の認定対象事業所の項「常用雇用者数 小計」欄の人数(初回提出のときは、補助金交付決定時に確定した常用雇用者の人数)と一致させること。

別紙2

地域貢献に関する事項の取組状況

項 目	実施時期	地 域 貢 献 活 動 の 内 容

注 別表第1の類型Iの区分のうち自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業、電気・電子機器製造業、医薬品製造業、食関連産業、植物工場、新エネルギー供給業、新エネルギー関連製造業、データセンター事業、本社機能移転事業(設備投資)、自然科学研究所又は高度物流関連事業に係る工場等の新設又は増設の場合にのみ記入すること。

別記第10号様式（第17条関係）

操業（事業）休止等予定届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所 〔法人にあっては、主たる事務所〕
〔の所在地〕

氏 名 〔法人にあっては、その名称及び〕
〔代表者の氏名〕

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第17条第2項の規定により、補助金の交付に係る工場等の操業（事業）を休止（廃止）する予定ですので、届け出ます。

- 1 工場等の名称及び所在地並びに当該工場等に係る補助金の交付決定年月日及び指令番号
名 称
所在地
交付決定年月日
指令番号
- 2 休止（廃止）予定年月日
- 3 休止（廃止）理由（休止又は廃止に係る説明資料を添付すること。）
- 4 解雇する常用雇用者の今後の処遇
- 5 その他

別記第11号様式（第22条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名 ㊟

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第22条第1項の規定による指定を受けたいので、同条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 現に行っている事業の内容
- 2 助成を受けて行おうとする事業の区分及び内容

別記第12号様式（第24条関係）

事業変更承認申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名 ㊟

指定事業の実施方法を変更したいので、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則第24条の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更しようとする理由

注 1については、新旧を比較対照すること。